

特定個人情報保護評価指針の解説（案）について

1. 重大事故について

（既存の QA に追記）

Q 第 2 の 6 - 3

重大事故の定義中に「配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く」とありますが、具体的にどのようなものでしょうか。

（A）

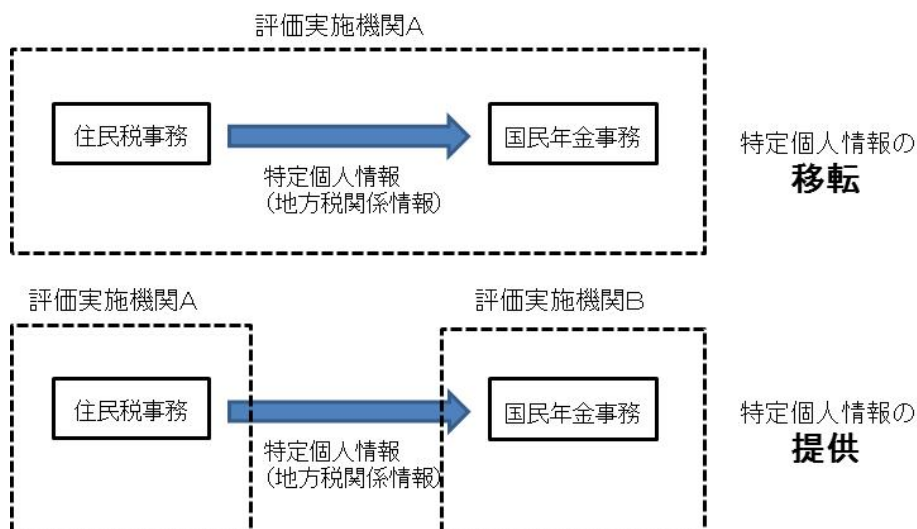
- 特定個人情報に関する重大事故を発生させると、当該重大事故が発生した事務のみならず評価実施機関の他の事務のしきい値判断にも影響を与え、しきい値判断の結果が変わって新たに重点項目評価又は全項目評価の実施が義務付けられる場合には、評価を再実施することとなります。これは、重大事故を発生させた評価実施機関が、当該事務のみならず、全体として特定個人情報の取扱いについて見直す必要があると考えられるためです。
- しかし、配送事故等には専ら配送業者の責任による事故など、評価実施機関の責めに帰さない事由によるものも想定され、これについては、評価実施機関において再発防止策を策定することは困難であると考えられます。そのため、評価実施機関の責めに帰さない事由によるもの重大事故については、重大事故の定義から除外することとしています。
- ただし、配送業者による事故の場合であっても、（特定）個人情報や事務の性質等を踏まえ、より慎重な配送方法を選択することが求められるにもかかわらず、簡易な配送方法を選択したことにより事故が発生した場合など、評価実施機関が（特定）個人情報の取扱いに関してより慎重な措置を講じていれば事故の未然防止が図られたと考えられるものは重大事故に当たると考えられます。
- 評価実施機関の責めに帰さない事故のその他の例としては、通常想定し難い規模の自然災害（大地震等）による（特定）個人情報の滅失、毀損等が考えられます。
- なお、ネットワークによる（特定）個人情報の流出は、特定個人情報保護評価の対象となるシステムそのものに起因するものであり、大量の情報が瞬時に流出する場合や、一度拡散した情報を消去・修正することが困難な場合もあることから、評価実施機関においてそのリスクを把握して対策を講ずべきであり、一般的に、重大事故に該当すると考えられます。
- また、パソコンや USB メモリ等の盗難等については、一般的に、評価実施機関の責めに帰す場合が多く、重大事故に該当する場合が多いと考えられます。ただし、例えば、評価実施機関が特定個人情報を外部のデータセンターに委託して保管し、評価実施機関が契約により当該データセンターを監督するとともに、当該データセンターが十分なセキュリティ対策を講じているにもかかわらず、何者かが当該データセンターに侵入し、当該データセンターの情報を保管しているサーバー等を持ち去るといったような盗難である場合には、評価実施機関の責めに帰さない事由によるものと考えられ、重大事故には該当しないと考えられます。厳重に入退室管理がなされている施設において、施錠管理されている場所に（特定）個人情報保管されている場合であって、身体に危害を加えられるような状況で盗難にあった場合等は評価実施機関の責めに帰さない事故と考えられます。

2. 特定個人情報の移転・提供について

Q第2-9 特定個人情報の移転の考え方を教えてください。

(A)

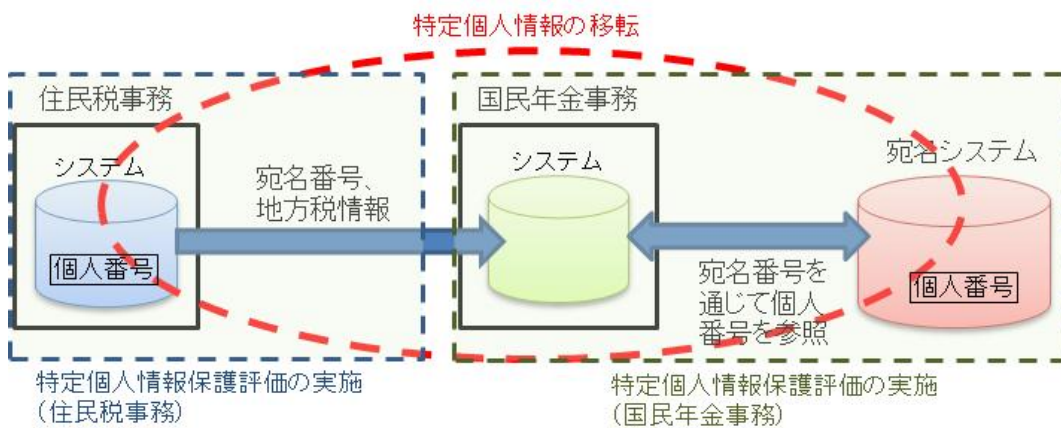
- 特定個人情報の移転とは、「第2 定義」で示されているとおり、評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供することを言います。一方、特定個人情報の提供とは、特定個人情報を評価実施機関以外の者に供与することを言います。具体例は次のとおりです。



- 番号法は機関単位での規制を想定しています。特定個人情報の提供とは、機関をまたいだ行為であるため、個人番号を含まない個人情報の提供は、特定個人情報の提供に該当しません。一方で、特定個人情報の移転は、機関の内部での行為です。個人番号を含まない個人情報を渡した場合においても、渡した先において当該個人情報が個人番号と紐付く場合には、機関として考えれば、渡した情報が移転先で個人番号と紐付けて利用されることを把握できるため、特定個人情報の移転と解します。例えば、次の場合が特定個人情報の移転に当たります。

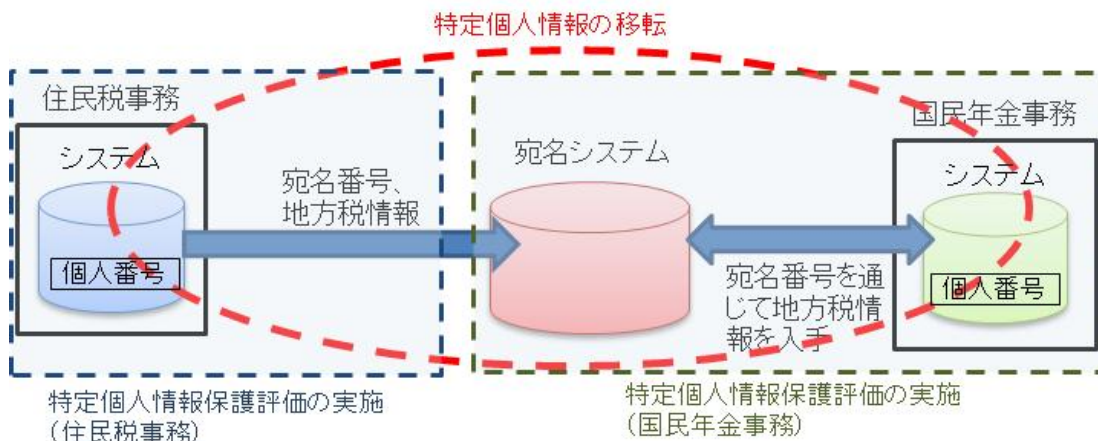
<ケース①>

- 下図のケース①は次のようなケースを表しています。
 - ・ 住民税事務で保有する地方税情報については、宛名番号と紐付けて、国民年金事務に渡すことになっています。
 - ・ 国民年金事務においては、宛名番号を通じて宛名システムにアクセスし、個人番号を参照することになっています。このため、渡された地方税情報は、個人番号と紐付くことになります。
- このケースの場合、地方税情報は、宛名番号を通じて個人番号と紐付くことになります。このため、住民税事務において地方税情報を国民年金事務に渡す行為は、特定個人情報の移転に当たります。



<ケース②>

- 下図のケース②は次のようなケースを表しています。
 - ・ 住民税事務で保有する地方税情報については、宛名番号と紐付けて、宛名システムに渡すことになっています。宛名システムにおいては、地方税情報が個人番号と紐付くことになります。
 - ・ 国民年金事務においては、宛名番号を通じて宛名システムにアクセスし、地方税情報を入手します。
- このケースの場合、地方税情報は宛名システムにおいて個人番号と紐付くことになります。このため、住民税事務において地方税情報を宛名システムに渡す行為は、特定個人情報の移転に当たります。



3. しきい値判断について

(解説)

特定個人情報保護評価に要するコスト・作業量に鑑みれば、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の全てについて特定個人情報保護評価を実施しようとする、かえって特定個人情報保護評価が形式化・形骸化するおそれがあると考えられます。

そこで、特定個人情報保護評価の目的を達成し、実効性のある仕組みとするために、必要性に応じたメリハリのある仕組みをとることとし、個人のプライバシー等の権利利益に対して影響を与える可能性が高いと認められるものについて手厚い特定個人情報保護評価を実施することとしています。

具体的には個人のプライバシー等の権利利益に対し影響を与える可能性の観点から、次の3つのしきい値判断項目に基づき、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価のレベルを判断することになります。しきい値判断項目を客観的に判定される項目とすることで、特定個人情報保護評価の実施レベルの振り分けが判断者の恣意に流れないことを担保しています。

《しきい値判断項目》

- 1 事務の対象人数
- 2 特定個人情報ファイルの取扱者数
- 3 特定個人情報に関する重大事故の有無

「対象人数」は、より多くの特定個人情報を取り扱う場合は、不正な使用・提供の誘因となり得る等、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクが高いと考えられるため、しきい値判断項目としています。「取扱者数」は、少数の限定された者にのみ情報を取り扱わせる場合に比べ、多数の者が取り扱う場合は、情報の流出や不正な使用・提供のリスクが高まると考えられるため、しきい値判断項目としています。「特定個人情報に関する重大事故の有無」は、国民の懸念が大きいと考えられ、特定個人情報に関する重大事故が発生した場合は全項目評価又は重点項目評価を実施する必要性が高まると考えられるため、しきい値判断項目としています。

Q第5-2 地方公共団体の宛名システムのような個人番号と既存番号の対照テーブルを参照できる場合は、対象人数をどのようにカウントすべきですか。

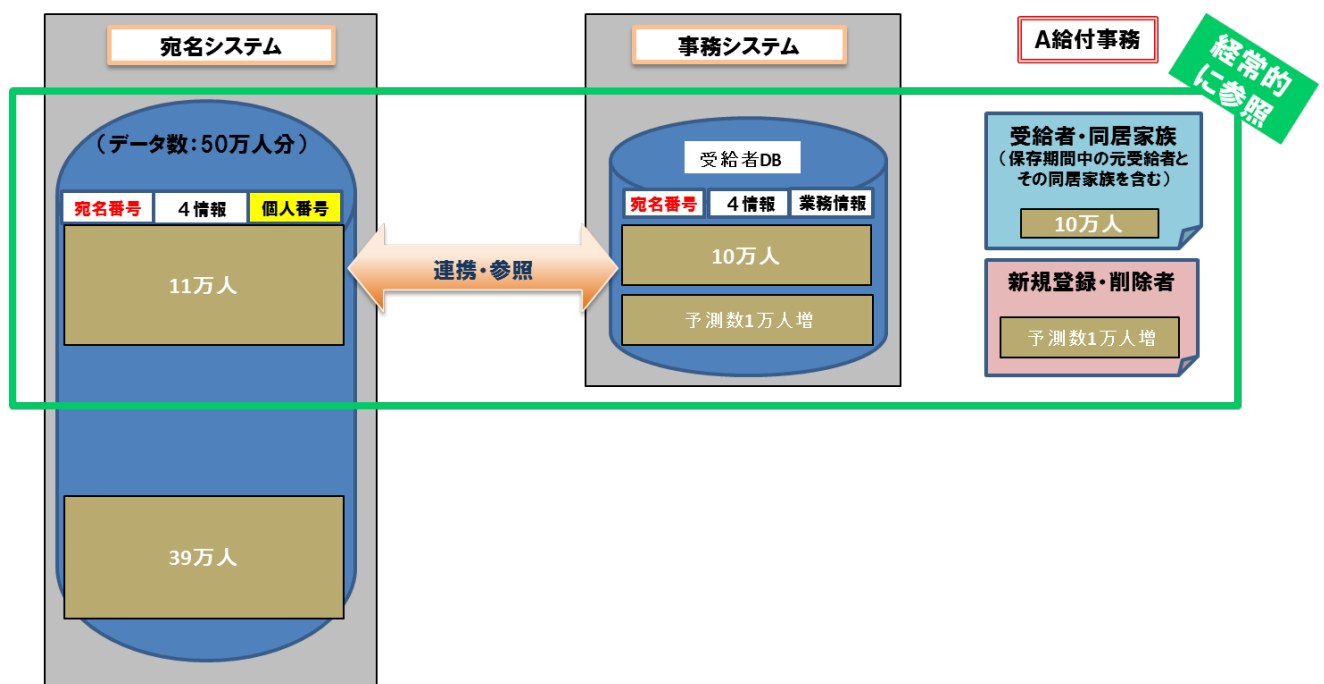
(A)

- 対象人数は、事務において経常的に取り扱う特定個人情報の本人数をカウントする必要があり、特定個人情報ファイルの範囲と直接結びつくとは限りません。以下、具体例を用いて説明しますが、ケース①からケース③までのいずれの場合も、A給付事務において、経常的に取り扱う特定個人情報の本人数は11万人ですので、対象人数は11万人ということになります。
- ただし、番号法においては、個人番号を利用することができる事務が限定されており、個人番号を利用できるのは当該事務の処理に当たって必要な限度であるとされています。したがって、A給付事務に携わる職員が当該事務の処理以外の目的で特定個人情報の検索等を行うことは法令上禁止されていることから、システム上の対策を講じるなど厳格に管理する必要があります。

ケース① 事務システムと、個人番号と既存番号（ここでは宛名番号という。）の対照テーブルを有するシステム（ここでは宛名システムという。）が別々のシステムであるケース

- 下図のケース①は、次のようなケースを表しています。
 - ・ A給付事務を処理するために必要な情報として、評価実施機関では、受給者・同居家族（保存期間中の元受給者とその同居家族を含む。以下同じ。）の特定個人情報ファイルを取り扱っています。
 - ・ A給付事務では、その時点における受給者・同居家族のデータとして、既に10万人分のデータを事務システムの受給者DBに格納しています。
 - ・ A給付事務における今後の増減分を、新規登録によって増加する数と保存期間の満了等により削除される者の数（以下「新規登録・削除者数」という。）を基に合理的に予測すると、約1万人分のデータが増加することが予測され、この増加分についても受給者DBに格納される見込みとなっています。
 - ・ 事務システムと宛名システムは別々のシステムですが、A給付事務を処理するに当たっては、事務システム（11万人分）の情報だけでなく、宛名番号をキーとして宛名システム（50万人分）の個人番号にアクセスし、個人番号に紐付く情報を参照します。

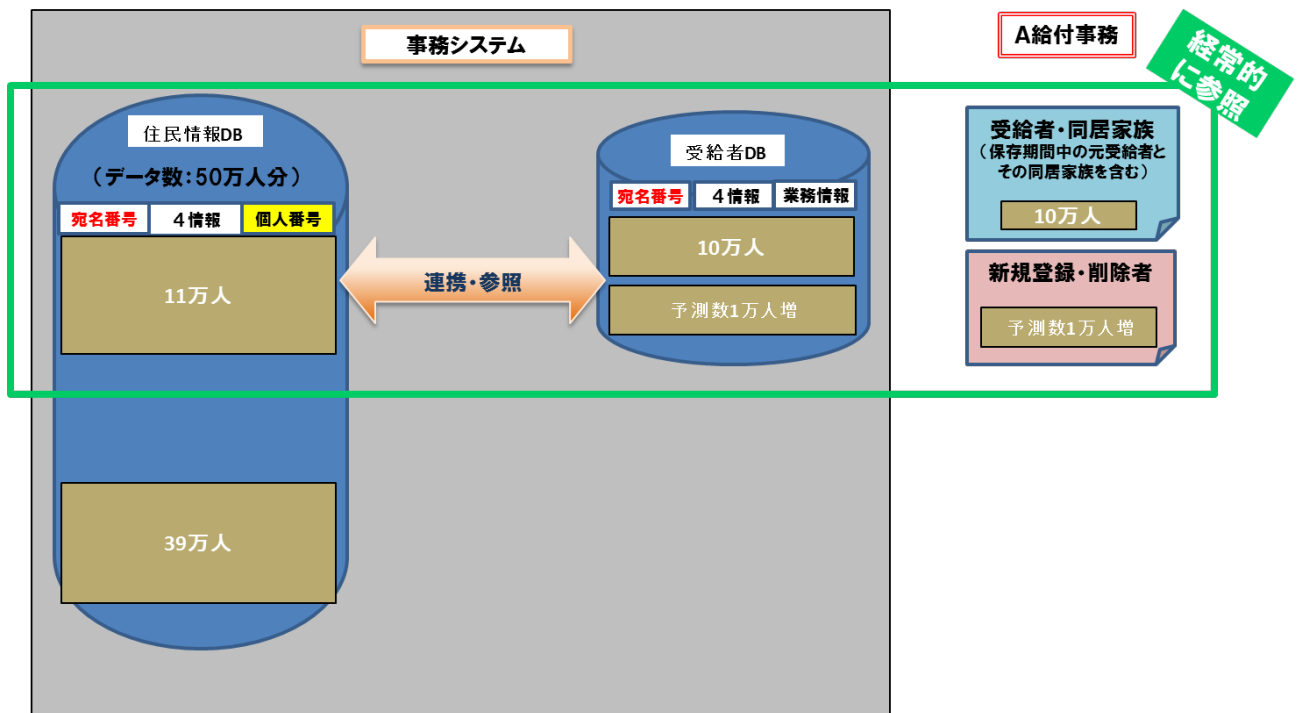
【ケース①の図】



<ケース② 事務システムの中に受給者DBと住民情報DBが存在するケース>

- 下図のケース②は、次のようなケースを表しています。
 - ・ A給付事務を処理するために必要な情報として、評価実施機関では、受給者・同居家族の特定個人情報ファイルを取り扱っています（ケース①と同様）。
 - ・ A給付事務においては、その時点における受給者・同居家族のデータとして、既に10万人分のデータを事務システムの受給者DBに格納しています（ケース①と同様）。
 - ・ A給付事務における今後の増減分を、新規登録・削除者数を基に合理的に予測すると、約1万人分のデータが増加することが予測され、この増加分についても受給者DBに格納される見込みとなっています（ケース①と同様）。
 - ・ 事務システムの中に受給者DBと住民情報DBが存在しますが、A給付事務を処理するに当たっては、受給者DB（11万人分）の情報だけでなく、宛名番号をキーとして住民情報DB（50万人分）の個人番号にアクセスし、個人番号に紐づく情報を参照します。

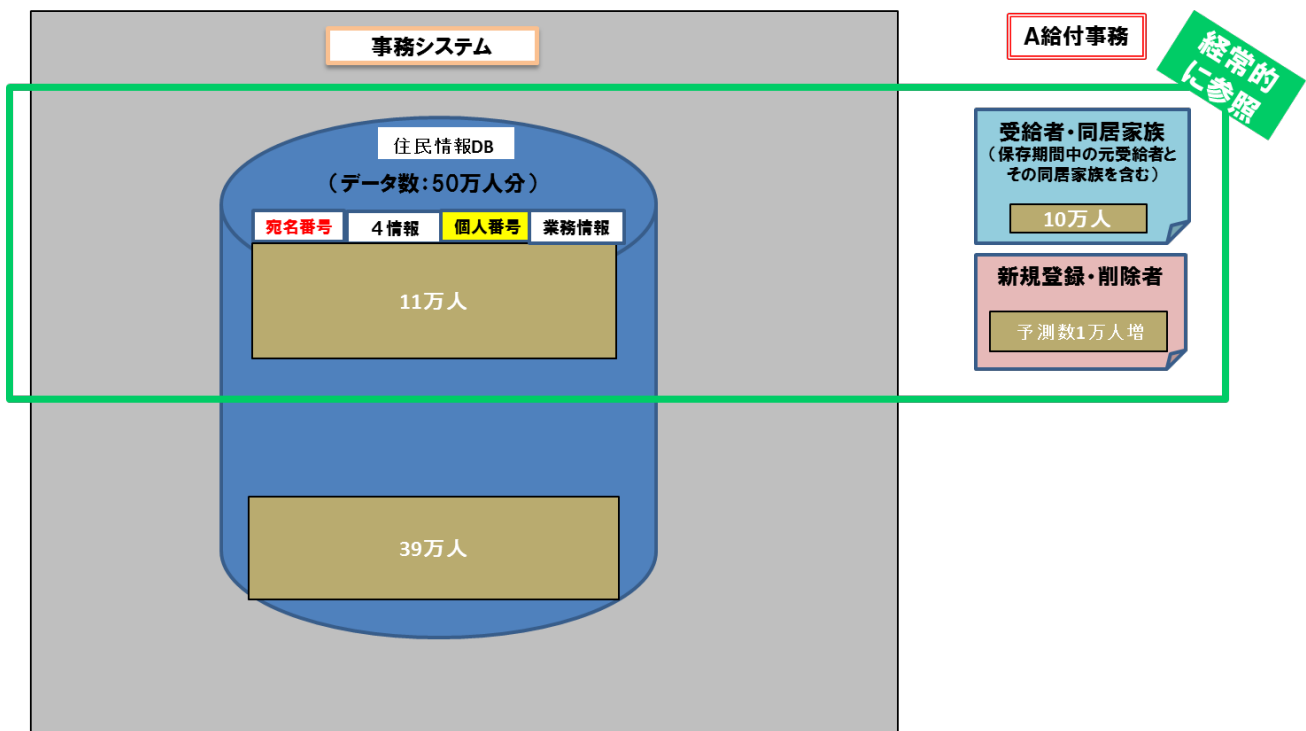
【ケース②の図】



<ケース③ 事務システムの中の住民情報DBにおいて、受給者の情報を一括管理するケース>

- 下図のケース③は、次のようなケースを表しています。
 - ・ A給付事務を処理するために必要な情報として、評価実施機関では、受給者・同居家族の特定個人情報ファイルを取り扱っています（ケース①と同様）。
 - ・ 住民情報DBには、全住民のデータ（50万人分）が格納されており、A給付事務においては、住民情報DBにおけるその時点の受給者・同居家族のデータ（10万人分）及び下記増加分のデータ（1万人分）のみ参照しています。また、業務情報も直接住民情報DBに格納しています。
 - ・ A給付事務においては、今後の増減分を、新規登録・削除者数を基に合理的に予測すると、約1万人分のデータが増加することが予測され、この増加分についても直接住民情報DBを参照することになります。

【ケース③の図】



4. 作業のためのファイルについて

Q第4-4 特定個人情報保護評価の対象となる事務において、システムで取り扱われる特定個人情報ファイルについて特定個人情報保護評価を実施している場合に、一時的な作業のために指針第2の11で定義されている「その他の電子ファイル」を保有し、当該ファイルに記録される主な項目をシステムで取り扱われる特定個人情報ファイルに記録される項目の一部としているときは、当該ファイルについて特定個人情報保護評価を実施しなければならないのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価の対象となる事務において保有する一時的な作業のためのファイルであって、当該ファイルに記録される主な項目をシステムで取り扱われる特定個人情報ファイルに記録される項目の一部としているような場合については、当該ファイルが経常的に取り扱われるものではなく、かつ、当該ファイルに記録される本人の数が1,000人未満である等の場合には、特定個人情報保護評価の実施は求められていないと考えられます。このようなファイルは、その事務におけるシステムで取り扱われる特定個人情報ファイルについて特定個人情報保護評価が実施されており、かつ、大量処理・結合の容易性等の点で個人のプライバシー等への権利利益に与える影響が小さいと考えられるためです。
- なお、このような特定個人情報ファイルについても、当然、番号法のその他の規制（提供制限、安全管理措置、ファイルの作成制限、開示等、収集・保管の制限等）が及ぶものであり、適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

5. 第三者点検について

Q第5-3 第三者点検ではどのような議論を行うのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価の実施主体は評価実施機関であり、特定個人情報保護評価の内容を決定するのは評価実施機関です。第三者点検は、評価実施機関が特定個人情報保護評価の内容を決定するに当たって外部の有識者の意見を伺うことで、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保することを目的としており、具体的な議論の内容は各評価実施機関の判断に委ねられています。
- 一般的には、規則及び指針で定める第三者点検は、指針第10の1(2)に定める審査の観点を参考に、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性について点検を行うことを想定しています。評価実施機関はその意見を聞いて、必要に応じて特定個人情報保護評価の内容を見直すことが求められます。